

一般廃棄物処理業許可証

住所 中川郡本別町上本別10番地3

有限会社 北海陸運
氏名 代表取締役 小川 哲也 様

平成29年4月25日に申請のあった一般廃棄物処理業の許可（許可の更新）申請については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項又は第6項の規定により、次のとおり許可する。

事業所の所在地及び名称		中川郡本別町上本別10番地3 有限会社 北海陸運
事業の範囲	収集・運搬、中間処理、最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	抜根・枝条・間伐材・草木・流木・伐木・木くず・ボサ
許可期間		平成29年 6月21日から 平成31年 6月20日まで
収集運搬業にあつては一般廃棄物の収集を行うことができる区域		池田町一円
許可の条件		収集した廃棄物を池田町以外の市町村へ運搬する際は、その都度当該市町村と池田町による搬入協議が必要ですので、事前に池田町役場担当係まで届出をしてください。

平成29年5月10日

池田町長 勝井勝丸

